

法人市民税の超過課税の適用期限を延長するための市税条例の改正の概要
(平成22年10月12日条例第16号)

市民税の法人税割の超過課税（現行は、税率を標準税率12.3パーセントから14.5パーセントとする特例措置）は、社会基盤の整備を主たる理由として、昭和51年以降、5年ごとに延長してきたものですが、平成23年3月31日に適用期限が到来します。

そこで、引き続き産業の振興及び社会基盤の整備に要する費用に充てるため、超過課税の適用期限を5年延長し、平成28年3月31日までとしました。

なお、適用税率は、次の表のとおりです。

法人等の区分	税率
資本金等の額が3億円を超える法人	14.5 パーセント
資本金等の額が3億円以下の法人等で、法人税額が年1,600万円を超えるもの	
保険業法に規定する相互会社	
資本金等の額が3億円以下の法人等で、法人税額が年1,600万円以下のもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）	12.3
中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人	

(施行期日)

平成22年10月12日